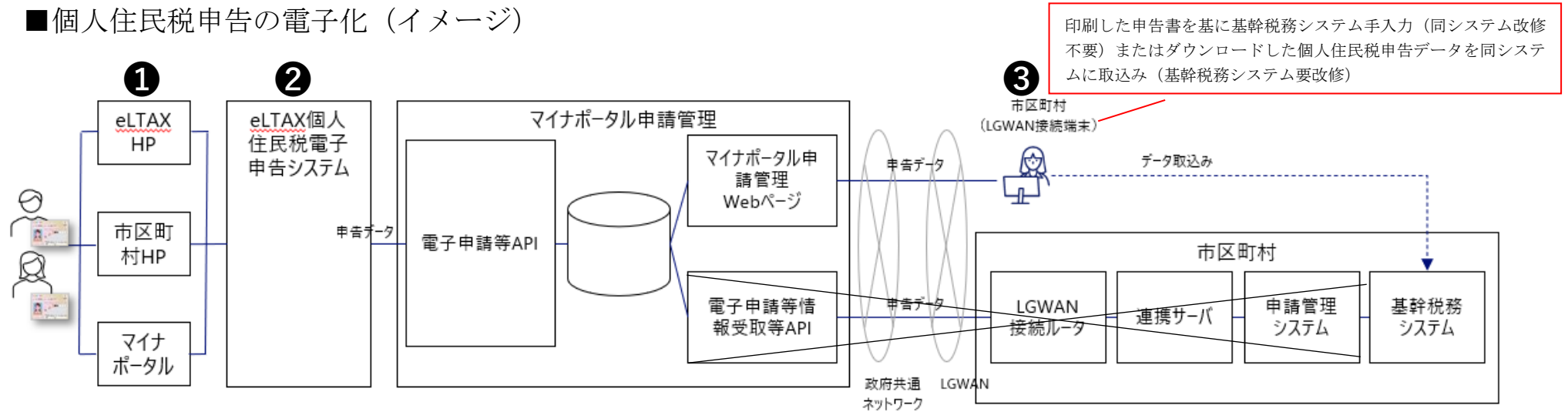


個人住民税申告の電子化 全体概要

個人住民税申告の電子化は、令和8年度申告分からの対応開始に当たってeLTAXのホームページや市区町村のホームページ、マイナポータルからリンクしたeLTAX個人住民税申告システムにおいて、申告者がスマートフォンまたはパソコンで申告情報を入力し、署名を付して申告先の市区町村へ送信する。

■個人住民税申告の電子化（イメージ）



印刷した申告書を基に基幹税務システム手入力（同システム改修不要）またはダウンロードした個人住民税申告データを同システムに取込み（基幹税務システム要改修）

- ① 申告者はマイナンバーカードを利用して、eLTAX HPや市区町村HP、マイナポータルを経由して個人住民税申告手続を開始
- ② eLTAXから電子署名が付された住民税申告データをマイナポータル申請管理へ送信
- ③ 市区町村職員はマイナポータル申請管理において、住民税申告データをダウンロードし手入力等行う